

南宋五卷本『和剤局方』の再検討

鈴木 達彦

北里研究所附属東洋医学総合研究所

『和剤局方』は世界初の国定薬局方とされており、今日の漢方製剤の主要な原典の1つである。

今日、日本で一般的に見られる『和剤局方』の版本は、享保17年(1732)に和刻された十巻本に基づくものである。ところが、『和剤局方』の旧態は、現行のものより巻数が少ない、五巻本であることが、小曾戸洋氏によって見出されている。小曾戸氏により、『経籍訪古志』などの記載から、書誌学的に五巻本の存在を確認することができ、さらに宮内庁書陵部に南宋版の五巻本の残巻、2, 3, 4巻が存在することが報告されている(以下宮内庁5巻本)。

宮内庁5巻本は首尾の巻を欠いており、残念ながら全体像はつかめないが、南宋五巻本についての詳細な報告は、多紀元胤により『医籍考』に記されている。五巻本の特徴としては、通行本が、[原方](以下大観方)、紹興統添方(以下紹興方)、宝慶新增方、淳祐新添方と区分されているのに対し、五巻本は大観方と紹興方のみで、区分がないということと、通行本が呉直閣増諸家名方(以下呉直閣方)、統添諸局経験秘方を収載しているのに対して、五巻本は呉直閣方のみが諸家名方として収載され、呉直閣の名を冠していないことが挙げられる。これらの点は、現存する宮内庁5巻本でも確認することができる。

現存する宮内庁5巻本は、かつて江戸医学館に蔵書されていたことが、蔵書印から明らかである。多紀元胤が医学館を督していたことから、『医籍考』所引の五巻本についての記載は、当然現存する宮内庁5巻本を指しており、後に首尾の巻を失ったと考えられているが、『医籍考』の記載を精査したところ、両者は同一の資料とは考えられず、宮内庁5巻本以外に、もう一種の五巻本が存在したことが示唆された(以下、『医籍考』が引く五巻本を、『医籍考』所引5巻本と記す)。

『医籍考』では処方の有無について、『医籍考』所引5巻本にあって通行本にない処方が3処方あり、逆に通行本にあって5巻本にない処方が23処方あるとしている。また、処方の収載箇所にも24例の違いがあるとしている。その他、篇目に違いがあることなどを記し、『医籍考』所引5巻本の概略を示している。しかし、これに沿って宮内庁5巻本の現存する部分を検討すると、指摘された多くの部分は合致するが、異なる点も見られる。宮内庁5巻本と通行本を比べると『医籍考』の指摘した処方のほかに5処方(5巻本には収載されていない)。また、収載箇所についても、通行本では「純陽真人養臟湯」は紹興方に収載されているが、宮内庁5巻本では呉直閣方にあたる諸家名方にある。また、瘡腫門の「神仙太乙膏」は、宮内庁5巻本では雑病門に収載される。さらには、『医籍考』で明白に指摘されている部分にも違いが見られた。瀉痢門、呉直閣方の「大香連門」について、『医籍考』所引5巻本は、収載場所が異なり、大観方にあるとしている。しかし、宮内庁5巻本では呉直閣方に相当する諸家名方に存在し、処方の移動は見られない。また同門の「水煮木香門」は、『医籍考』5巻本には存在しないとされているが、宮内庁5巻本ではそのまま存在する。元胤が『医籍考』所引5巻本と通行本とを比較する際に、処方の異同を見逃したことは考えられても、両書の相違点として明確に指摘した部分に誤りがあるとは考えることができない。宮内庁5巻本は『和剤局方』の旧態を伝える、南宋五巻本であることは疑いがなく、『医籍考』所引5巻本とは似て非なる資料と考えるのが妥当である。両資料を異なる2つの版本としてとらえ、相補して検討すると、『和剤局方』の旧態を探る上で、さらに多くの知見を得ることができる。